

債務負担行為に係る契約の特約

- 1 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。
 - (1) 令和4年度支払限度額 請負代金額の0% 出来高予定額 請負代金額の0%
 - (2) 令和5年度支払限度額 残額 出来高予定額 残額
- 2 前払金は、令和4年度には支払わず、令和5年度に支払う。